様式第２号

福島市除雪アダプト制度協定書

（目的）

第１条　この協定において、参加団体●●（以下「甲」という。）と福島市（以下「乙」という。)は、道路の除雪について、次のとおり必要な事項を定めるものである。

（役割分担）

第２条　甲及び乙の役割分担は、次のとおりとする。

（１）甲の役割

・道路の除雪

・活動報告書の提出

・活動中に事故等が発生した場合、速やかな警察への届出及び乙への状況報告

・活動中に第三者との紛争等が発生した場合、その対応

（２）乙の役割

・傷害保険及びボランティア保険への加入

・除雪用具の貸出

・小型除雪機械に使用する燃料の支給

・反射チョッキ、防寒手袋の支給

（活動場所）

第３条　本協定に基づく活動場所は、次のとおりとする。

福島市●●●字▲▲▲　■■番地　地先

（活動期間）

第４条　本協定に基づく活動期間は、協定締結日から締結日が属する年度の末日までとする。ただし、期間満了日までに甲と乙のいずれからも異議がない場合は次年度も継続するものとし、以後もこれに準ずるものとする。

（協定の解除）

第５条　甲が協定期間中に活動辞退を申し出たとき、協定書に規定する役割を果たしていないとき又は参加団体としてふさわしくないと認められたときは、乙は協定を解除することができる。

（写真の掲載）

第６条　乙が活動内容の紹介や広報のために活動中の写真を広報誌、ホームページ、ＳＮＳ等に掲載することを、甲は承諾するものとする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項については、その都度甲と乙の協議のうえで決定する。

（協定書）

第８条　甲と乙は双方この協定書に捺印の上、各１通ずつ保管する。

　　　　令和　年　　月　　日

甲　　参加団体名

所在地又は

代表者住所

　　　代表者氏名

乙　　福　島　市

　　　住　　　所　　福島市五老内町３番１号

　　　　　　　　　　福島市長